

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款等の一部を改正する告示案について (概要)

1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が平成31年4月1日から施行されることを踏まえ、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」）第33条第3項に基づき総務省が公示している以下の標準信書便約款について、商法（明治32年法律第48号）の改正に伴う所要の改正を行う。

- ・一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成27年総務省告示第410号。以下「一般貨物信書便約款」）
- ・貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成28年総務省告示第25号。以下「軽貨物信書便約款」）

2. 改正内容

(1) 一般貨物信書便約款第31条、軽貨物信書便約款第31条

商法の運送人の損害賠償責任（改正商法第575条関係）において、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が①運送人は運送品の受取から引渡しまでの間に生じた運搬品の滅失等による損害を賠償する責任を負うこと、②ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでないこと、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

(2) 一般貨物信書便約款第37条、軽貨物信書便約款第37条

商法の運送人の責任の消滅（改正商法第585条関係）において、①運送品の引渡しの日から1年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅すること（除斥期間）、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができること、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

(3) その他所要の改正（表現の適正化等）